

鳥羽市総務民生常任委員会会議録

令和2年12月11日

○出席委員

委員長	世古安秀	副委員長	坂倉広子
委員	奥村敦	委員	戸上健
委員	浜口一利	委員	坂倉紀男

○欠席委員（なし）

○委員外議員

南川則之	濱口正久
瀬崎伸一	片岡直博
河村孝	山本哲也

○出席説明者

- ・濱口企画財政課長、高浪副参事、田畑補佐、永野副室長
- ・中井健康福祉課長、岡本副参事、吉川副参事、北村室長、中村係長
- ・前田消防長、勢力消防次長、家田消防署長、松井予防室長、濱口補佐、金子係長
- ・山下市民課長、片岡補佐、寺田係長、

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 清水敏也

(午前10時00分 再会)

○世古安秀委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務民生常任委員会を再会します。

本会議において、当委員会に付託された案件は、議案第51号、鳥羽市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について、議案第52号、鳥羽市消防団条例の一部改正について、議案第53号、鳥羽市火災予防条例の一部改正について、議案第54号、第六次鳥羽市総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について、議案第55号、指定管理者の指定について（鳥羽市立長岡診療所）、議案第58号、伊勢市児童発達支援センターの鳥羽市民の利用に関する協議について、議案第59号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正についての7件であります。

付託の議案の審査に入る前に、審査の順番について申し上げます。

本来、議案番号順に審査するところではありますが、議案第54号、第六次鳥羽市総合計画基本構想及び前期基本計画の策定についての審査では、総務民生常任委員ではない議員の方々にも委員外議員として委員会に参加することから、審査順を最後にいたしますので、ご承知おきください。

これより付託議案の審査に入ります。

議案第51号、鳥羽市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について、担当の説明を求めます。

消防長。

○前田消防長 おはようございます。消防本部、前田でございます。よろしく願いいたします。

それでは、議案第51号、鳥羽市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

指定する議案書は5ページ、6ページ、新旧対照表につきましては4ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、鳥羽市消防庁舎の新築移転に伴い、消防本部及び消防署の位置を変更いたしたく本提案とするものでございます。

例規案の概要につきましては、現消防庁舎位置の鳥羽市船津町281番地を新消防庁舎位置の鳥羽市安楽島町1459番地3に改めるものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表の4ページをご覧ください。

第3条及び第4条中、鳥羽市船津町281番地を鳥羽市安楽島町1459番地3に改めます。

附則といたしまして、この条例は令和3年3月1日から施行いたします。

以上でございます。

○世古安秀委員長 消防長の説明は終わりました。

議案第51号について、ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、次に、議案第52号、鳥羽市消防団条例の一部改正について、担当の説明を求めます。

消防長。

○前田消防長 すみません。引き続きよろしく申し上げます。

議案第52号、鳥羽市消防団条例の一部改正について、ご説明をいたします。

議案提案書は7ページ、8ページ、新旧対照表につきましては、5ページ、6ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、消防団を充実強化し、災害時の地域防災力の向上を図るため、新しい災害支援団員制度を導入いたしたく、本提案とするものでございます。

例規案の概要につきましては、消防団員を基本団員と災害支援団員に分類することとしております。基本団員というのは現状の団員のことでございまして、災害支援団員以外の団員となります。

災害支援団員は、市長が別に定める特定の役割または活動に限り従事する団員となり、大規模災害時や昼間の消防団員の人手不足等の火災など、基本団員の人手不足等により生じる場合に限り出動いたしまして、消防団活動の支援を行っていただきます。また、任命要件といたしましては、災害支援団員にあつては、団員または消防職員として1年以上の経験を有する者と定めております。

次に、災害支援団員の処遇面では、報酬を年額6,000円と定め、その他の出動手当、退職報償金、公務災害補償に関しては、基本団員と同様と定めます。

詳細につきましては、鳥羽市災害支援団員の設置等に関する要綱を定めておりますので、後ほど説明をさせていただきます。

改正内容につきましては、新旧対照表の5ページをお願いします。

第3条の次に次の1条を加えます。団員の種類ということで第3条の2、団員は次の各号に掲げる基本団員及び災害支援団員とする。

(1)号といたしまして、基本団員、災害支援団員以外の団員をいう。(2)号といたしまして、災害支援団員、市長が定める特定の役割または活動に限り従事する団員をいう。

次に、第4条第1項に次の1号を加えます。(4)号といたしまして、災害支援団員にあつては、団員または消防職員として1年以上の経験を有する者。

次に、第4条第2項を削ります。

次に、第6条第2項第3号中、第4条第1項を「第1条」に改めます。

続きまして、新旧対照表の5ページをお願いいたします。

別表第1に、災害支援団員、年額6,000円を加えます。

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行となります。

続きまして、説明資料として提出しております鳥羽市災害支援団員の設置等に関する要綱をご説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

よろしいでしょうか。

○世古安秀委員長 はい、どうぞ。

○前田消防長 まず第1条では、趣旨といたしまして、大規模災害等において現場で不足する消防力を補完することを目的としております。

第2条では、任務といたしまして、4項目を定めております。

一つ目が大規模災害時における災害活動支援。全て支援活動ということになります。二つ目が昼間における消火活動支援。三つ目が救急事案時における搬送活動支援。四つ目は、その他消防団長が必要と認める活動支援となっております。

第3条では、階級を団員と定めております。何年いていただいても、もう昇任はいたしません。団員のままとなります。

第4条では、任命手続と定員を定めております。条例定数510名以内で運用をしてみたいと思っております。

第5条では、活動時に最低必要限となる貸与品を定めております。

第6条では、訓練等について定めておまして、質疑等でもご説明させていただいたとおり、平常時の負担軽減のため、団が行う諸行事・訓練免除としております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審査のほうよろしくお願いいたします。

○世古安秀委員長 消防長の説明は終わりました。

議案第52号について、ご質疑はございませんか。

浜口委員。

○浜口一利委員 消防上の災害支援団員を募るとのことなんですけれども、各分団長の指揮下においてということなんですけれども、各分団でそれぞれ募るわけですか。

○世古安秀委員長 消防長。

○前田消防長 そのようになっております。地域ごとにですね。

○浜口一利委員 地域ごとに。

○前田消防長 はい。一応集めていただいて、510名内でちょっと調整をかけさせてもらおうかなとは思っております。

○世古安秀委員長 浜口委員。

○浜口一利委員 地域ごとにと、そういうことになると思うんですけれども、果たして集まるのかなということなんですけれども、各分団に何人という……不足分という説明があったけれども、その範囲で募るとのことですよろしいんですか。

○世古安秀委員長 消防長。

○前田消防長 やはり地域によっていろんな事情があると思いますので、その地域地域ごとに各分団と話ししながら、要員については定めていきたいなと思っております。

○世古安秀委員長 浜口委員。

○浜口一利委員 災害支援団員を募るとことは、本当に私もそれでいいと思うんですけれども、これまで団員を退団した人が下に来るとるやんか。それとの区別というのはどんなふうに……それが下にきて、また消防団員という立場にいるわけやけれども、当然団員と支援団員という区別はつくけれども、なかなか難しいかなと思うやけれども、そのあたりをちゃんとしてもらえばいいと思うんですけど。

○世古安秀委員長 消防長。

○前田消防長 すみません。やはり今の運用の仕方というのが、一旦幹部になっていただいた方がまた団員のほ

うへ戻っていただいて、現状の組織を維持していただいとるのが現状やと思うんですけども、この支援団員というのは、まだそれまで以前に退団されて経験豊かな方にお声かけをして助けていただきたいなという趣旨でございますので、浜口委員も条件整っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

○世古安秀委員長 浜口委員。

○浜口一利委員 私はもう無理なんですけれども、もう本当に地域で団員不足というのは大変なことでもんで、いろいろな知恵を絞って、このような形で何とかしていただくということで本当にありがたいと思っています。これについてはもう異議はございませんので、よろしくお願ひします。

○世古安秀委員長 消防長。

○前田消防長 各地域の実情を議員の皆さんよくご存じやと思いますので、また支援員のほうのお声かけのほうも、よろしくご協力お願ひいたします。

以上です。

○世古安秀委員長 ほかにございせんか。

戸上委員。

(「僕、はいと言ってましたけれども」の声あり)

○世古安秀委員長 どうぞ。

○戸上 健委員 報酬について伺います。

年額6,000円ということは月額ワンコインです。あまりにも低いというふうに思うんですけども、何で6,000円になったんでしょうか。

○世古安秀委員長 消防長。

○前田消防長 これもいろいろ議論がございまして、質疑の中でもお答えをさせていただいたんですけども、この支援制度をやるということを案として各分団のほうへ説明をさせていただいて、各分団の幹部の方からご意見をいろいろいただいたんですけども、その中でも、報酬は全く要らんよという地域の方も見えまして、やはりちょっと気持ちだけでも出したってくれというような地域の方もみえました。

いろいろ探っていたんですけども、やはり地方自治法で報酬は支払うべきというようなことが妥当であるというようなことが書いてございましたので、本当に気持ちだけになって、先ほど言われたように月額500円というような本当にもう微々たる金額なんですけれども、つけさせていただくというふうにこの案で出させていただきました。

というのも、以前に離島のほうで火災がございまして、それを初期消火していただいた方がやはり消防団OBの方だったわけです。感謝状を贈呈に行かせてもうたときに、ちょっと話をさせてもうたところ、やはりまた人手不足ですんで、また再入団のほうもということをお声かけさせていただいたんですけども、やはりふだん何もしていないのに、報酬を受け取るんは忍びないというようなお声もいただいて、こういう結果にさせていただいたという経緯がございまして、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 分かりました。基本団員でも年額2万5,500円で月額2,000円強ということで、これも余りに少ないというふうに思います。支援団員の心意気といいますか、それに報いる報酬にしなきゃいかん

じゃないかというふうに僕は思います。

以上です。

(「あと補足でけど」の声あり)

○世古安秀委員長 消防長。

○前田消防長 やはり災害にお手伝いに出ただいたときには、今の基本団員の方と同じだけの費用弁償のほうは払わせていただきますので、そちらのほうは出ただいたら、今の団員さんと同じだけの手当は支給させていただきますというふうにさせていただきますので、よろしくお願いします。

○戸上 健委員 了解です。

(「委員長、もう一点」の声あり)

○世古安秀委員長 浜口委員。

○浜口一利委員 消防長、災害とか出て出勤して、例えばけがとかというときの補償とかというのは団員と同じということですか。

○世古安秀委員長 消防長。

○前田消防長 けがとか、いろいろあってはなんことですが、起こった場合は公務災害補償のほうで団員さんと同じ補償が受けられるということになっております。

○浜口一利委員 はい、ありがとうございました。

以上です。

(「委員長、1つ聞かせください」の声あり)

○世古安秀委員長 坂倉広子委員。

○坂倉広子委員 すみません。この災害の支援の団の方、団員さんになると、確かにOBの方は過去に経験があって、よく消火活動になったり、風向き、下風、上風という危険をともしする中で、やはり基本的な知識というのか、そういうふうなことをしていくところというのが、ただ地域の消防団員さんにもう任せて募ってやっただけなのかというところが少し心配なところがありますので確認したいと思います。

○世古安秀委員長 消防長。

○前田消防長 そういう心配はありますので、団員のOBさん、もしくは職員のOBさんということで1年以上ということですね。1年以上といっても一応基本的な事項を全てマスターしとるということで、特に現場活動ですので、経験されとるということで、もう多分サイレン鳴ると体が勝手に動いてくるのかなというふうに思っております。私らもう現場離れて、かなりたっているんですけども、やはり現場へ行きますと、ホース持ちたくなってくるというのがありますので、体にそのまま備わるとという、ただ、それで、地元の分団長さん等々が必要と認めたら一緒に訓練できるというふうに書いてありますので、地域に合わせて、また一緒に訓練できるなら、訓練してもらえれば一番ありがたいかなと思っております。

以上です。

○世古安秀委員長 坂倉広子委員。

○坂倉広子委員 やはり平時の訓練というのは、とても大事なことだと思いますので、地域のコミュニティーというんか、コミュニケーションはしっかり取っていただくということが大事ではないのかなと日頃から思っ

おりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、次に、議案第53号、鳥羽市火災予防条例の一部改正について、担当の説明を求めます。

消防長。

○前田消防長 すみません。続いてよろしくお願ひします。

それでは、議案第53号、鳥羽市火災予防条例の一部改正について、ご説明をいたします。

議案書につきましては、9ページから11ページ、新旧対照表につきましては、7ページから9ページをお願ひいたします。

提案理由といたしましては、対象火器設備等の位置、構造及び管理並びに対象火器器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴いまして、規制対象となる急速充電設備を拡大し、併せて火災予防上必要な処置を定めたく、本提案とするものでございます。

例規案の概要につきましては、電気自動車等を充電するための急速充電設備は、消防法施行令第5条第2項の規定に基づきまして、火災予防に係る条例制定基準を定めることとされている対象火器設備として定められ、その火災予防に係る条例制定基準は、対象火器省令に規定されております。

今回の省令改正で新たに講ずることとした火災予防上の措置は、次のとおりでございます。

1点目といたしまして、対象火器設備等のうち、急速充電設備の全出力の上限を200キロワットまで拡大するものです。

2点目といたしまして、急速充電設備の全出力の上限の拡大に伴う急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目の改正となります。

改正内容につきましては、新旧対照表の7ページをお願ひいたします。

第8条の3第1項中「第44条第10号」を「第44条第11号」に改めます。

第11条の2第1項中「変圧して、」の次に、「電気自動車等」を、「原動機自転車をいう。」の次に「第12号において同じ」をいう。」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改めます。

次に、飛んでいただきまして、9ページのほうへお願ひをいたします。

これを途中に入れ込みますんで、後ろから順番に追うていくような格好になりますので、よろしくお願ひします。

9ページの中段をご覧ください。

同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、上段になりますけれども、同項第12号イ後段を削りまして、同号に次のイに加えます。

ウといたしまして、温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温または低温検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エとして、制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

続きまして、第11条の2第1項中第12号を第16号とし、新旧対照表8ページの中段をお願いいたします。

第11号を第12号とし、同号の次に次の3号を加えます。13号といたしまして、コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この項において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りではない。

14号といたしまして、充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量または温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

15号といたしまして、複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずることといたします。

次に、第11条の2第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰下げ、同項第6号中「電気を電力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7項とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加えます。

次に、新旧対照表の7ページ下段をお願いいたします。

1号といたしまして、急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料でつくり、または覆われた外壁で開口部のないものに面するときには、この限りでない。

次に、新旧対照表のまた9ページのほうへ戻っていただきまして、第44条第14号中「充てん」、これ平仮名になつていすけれども、これを漢字に改めます。同号に同条第15号とし、同条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰下げ、第9号の次に次の1号を加えます。10号といたしまして、急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

続きまして、議案書の11ページの中段をお願いいたします。

附則といたしまして、施行期日は、1、この条例は令和3年4月1日から施行します。

経過措置といたしまして、2、この条例の施行の際、現に設置され、または設置の工事がされているこの条例による改正後の鳥羽市火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によるということになります。

以上で説明を終わります。

○世古安秀委員長 消防長の説明は終わりました。

議案第53号について、ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、次に、議案第55号、指定管理者の指定について、鳥羽市立長岡診療所担当課の説明を求めます。

健康福祉課、吉川副参事。

○吉川副参事 地域医療担当副参事、吉川です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案書の13ページをお願いいたします。

議案第55号、指定管理者の指定について（鳥羽市長岡診療所）でございます。

次のとおり、地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

管理を行わせる公の施設の名称は、鳥羽市立長岡診療所でございます。

指定管理者は、東京都千代田区平河町二丁目6番3号、公益社団法人地域医療振興協会理事長吉新通康氏でございます。

指定の期間ですが、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間でございます。

提案理由といたしまして、鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定よりまして、指定管理者を指定いたしたく本提案とするものでございます。

それでは、長岡診療所の指定管理業務委託に係るこれまでの動きを簡潔に説明いたします。

長岡診療所の指定管理につきましては、平成28年4月1日から5年間の委託契約を結び、現在、運営管理を地域医療振興協会に委託しているところでございますが、本年度3月末をもって契約期間満了を迎えますことから、次期契約に向けて昨年度から準備を進めてまいりました。

次期契約に関する予算については、去る9月議会において、長岡診療所指定管理業務委託料の債務負担行為限度額を上程させていただき、期間を令和2年度から令和5年度まで限度額9,900万円をお認めいただきました。

次に、今回の指定管理者の募集方法についてご説明申し上げます。

指定管理者となる公益社団法人地域医療振興協会は、前回平成27年度にへき地を中心とした地域医療の確保と質の向上、住民福祉の増進を図り、地域の振興に寄与するという協会の設立目的と鳥羽市の診療所設置目的が合致しておりましたので、また同様の多くの診療所の経営実績がありますことから、ノウハウを生かした質の高い医療の提供が期待できるという理由などにより、非公募による候補者の選定を行いました。

今回につきましても、これまでの運営実績におきましても、問題が生じた場合には早急な対応を行うなど、おおむね安定した診療提供を行っておりまして、現段階において地域住民との関係も良好であることから、委託業者を変更することは好ましくないと考えております。

また、収支の改善にも取り組んでいるところでもありまして、9月議会での説明と重なりますが、公益社団法人地域医療振興協会は、近隣の総合病院である県立志摩病院の指定管理業務を受託しておりますので、今後も需要増が見込まれる訪問看護事業等で県立志摩病院から視察を長岡診療所へ派遣しておりますので、継続的に同病院との連携を念頭に置いた診療所運営が可能であると考えております。

今後につきましては、新規事業として、地域住民向けの出前講座を開催し、その際には健康相談を行うこと

により、健診の受診率や血液、エコーなどの検査の実施率向上を図ることを検討しておりまして、また併せまして、次年度から距離的に近い鏡浦診療所への、単発的にはなるんですが、診療支援と、それをきっかけとした訪問看護事業なども検討しておりまして、南鳥羽地域における包括的な医療サービスが期待できるものと考えております。

以上の理由によりまして、この団体が当該施設の管理を行わせるのに適当であると認めまして、鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定によりまして、当該施設につきましては、非公募による候補者の選定といたしました。

その後、10月下旬に鳥羽市立長岡診療所指定管理者募集等の関係書類を地域医療振興協会へ発送し、11月には同協会から申請書の提出があり、その内容を精査しまして、申請者が候補者として適当であると決定いたしましたので、本議会において指定管理者の指定の議案を上程させていただきました。

以上のようなことから、鳥羽市立長岡診療所の運営を令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、引き続き公益社団法人地域医療振興協会に管理をお願いすることとし、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○世古安秀委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第55号について、ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、次に、議案第58号、伊勢市児童発達支援センターの鳥羽市民の利用に関する協議について、担当課長の説明を求めます。

健康福祉課、岡本副参事。

○岡本副参事 健康福祉課子育て支援担当副参事の岡本です。よろしく申し上げます。

まず、議案書16ページをお願いします。

議案第58号、伊勢市児童発達支援センターの鳥羽市民の利用に関する協議についてご説明させていただきます。

本議案につきましては、令和2年11月に施設が完成をしています。先月ですね。令和3年1月から運営が開始される伊勢市児童発達支援センターを鳥羽市民の利用に供させることについて伊勢市と協議をするため、地方自治法第244条の3第3項の規定によりまして、議会の議決をいただきたく提案するものでございます。

それでは、事前に資料を提示させていただいております「伊勢市児童発達支援センター（伊勢市おおぞら児童園）の利用について」をよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

○世古安秀委員長 はい、どうぞ。

○岡本副参事 すみません。1ページから2ページを中心にご説明させていただきます。

まず1番の今までの経緯でございますが、国が掲げました指針の中で、障がい児を支援する提供体制の整備が掲げられまして、本市といたしましては、鳥羽市単独での整備ではなくて、伊勢市を中心市とする定住自立圏域での参画を目指しまして、平成31年3月の市議会におきまして、定住自立圏形成協定の変更についてを上程させていただきました。そこで児童発達支援センターの設置・運営などの取組を追加することをご承認い

ただいております。その後、平成31年3月29日なんですけれども、定住自立圏の中心市であります伊勢市との間で定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書を締結いたしまして、鳥羽市の役割は、伊勢市と連携して設置・運営に必要な経費を負担することとなっております。

今回、圏域での児童発達支援センターの利用に参画をいたしました市町は、伊勢市、鳥羽市、志摩市の3市のほか玉城町、南伊勢町など4町となっております。

次に、2番の施設概要です。

伊勢市児童発達支援センターは伊勢市の黒瀬町に建設されまして、療育室3室のほか、個別療育室2室、言語療法室などを備え、延べ床面積773平方メートルの施設となっております。

続きまして、2ページでございます。

児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用定員は、1日につき30人とされております。

次に、3番の当支援センターで実施する事業といたしましては、児童発達支援に関すること、放課後等デイサービスに関することなど6事業でありまして、伊勢市児童発達支援センター条例の第3条で規定されております。

次に、4番といたしまして、今回上程をさせていただきました法的根拠を記載させていただきました。

地方自治法244条の3第2項では、普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議によりまして、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができると規定をされております。これを置き換えますと、伊勢市との協議によって伊勢市の施設を鳥羽市民の利用に供させることができますとなりますので、この第3項で、この協議については関係する普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないこととなっております。

そのほか参考資料といたしまして、伊勢市が制定しました伊勢市児童発達支援センター条例のほか、伊勢市児童発達支援センター条例施行規則、また施設の位置図、平面図をつけさせていただいておりますので、またご覧ください。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○世古安秀委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第58号について、ご質疑はございませんか。

浜口一利委員。

○浜口一利委員 対象児童者数というのは分かりますか、鳥羽市の。

○世古安秀委員長 岡本副参事。

○岡本副参事 4名となっております、今のところは。

○世古安秀委員長 浜口委員。

○浜口一利委員 当然、今後、定住自立圏の中での事業というのは多くなると思うんですけども、市単独ではできない場合、そのときには、やっぱり通所という部分がいろいろ大変になってくると思うんですけども、そのあたりは、どんなふうになるわけなんですか、通所の場合は。

○世古安秀委員長 岡本副参事。

○岡本副参事 今回のこの伊勢児童発達支援センター、もちろん通所をしていただくということで、放課後デイ

サービスもそうですけれども、実際ほかの事業所さんもございます。今回のセンターに関しましては、あくまでこの地域の中核的な役割をしていくということで、各事業所との相談とか、そういうふうな連携も強めていくという形になっております。

その中で、通所を例えば鳥羽から伊勢とか、そういう距離的なことをございましょうけれども、ちょっとその辺は、今のところ個人で通所もしていただいていると思いますので、そこは、今のところ特に施策というか、そういうのは考えておりません。

以上です。

○世古安秀委員長 浜口委員。

○浜口一利委員 当然近くに施設がないということなんで、さっきも言ったように、市単独では無理な場合は、遠くなるということでもんで、通所というのは、やっぱりいろいろ利用するに当たってはネックになってくるといふ部分があるもので、そのあたりも配慮していただければなと思いますけれども、現在では個人で行くということではかなということですね。何とかお願いしますということしか言えないけれども、以上です。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

(「委員長、1点確認ですけれども」の声あり)

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 すみません。いつから利用できるのでしょうか。

○世古安秀委員長 岡本副参事。

○岡本副参事 令和3年1月18日のスタートというふう聞いております。

以上です。

○戸上 健委員 了解です。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○世古安秀委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第59号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

市民課長。しばらくお待ちください。

○山下市民課長 市民課、山下です。よろしく申し上げます。

私のほうからは、議案第59号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、説明させていただきます。

昨日上程させていただきました別冊の追加議案のほうをご覧ください。提出議案のほうで1ページ、2ページのほうをご覧ください。

今回の上程の提案理由としましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の特例の適用期間を再度延長したく、本提案とするものでございます。

傷病手当金の延長については、9月の議会におきまして令和2年12月31日までの延長としてご承認いただきました。このたび、再度国の方から通知がございまして、適用期間について令和3年3月31日まで延長するという通知がございましたので、今回提出議案のほうを上程させていただいたものでございます。

内容のほうは、新旧対照のほうをご覧ください。

附則のほうで令和2年12月31日を令和3年3月31日まで変更しております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○世古安秀委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第59号について、ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、説明員交代及び委員外議員入室のため、暫時休憩いたします。

(午前10時44分 休憩)

(午前10時49分 再開)

○世古安秀委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第54号、第六次鳥羽市総合計画基本構想及び前期基本計画の策定についてです。

委員外議員に申し上げます。

委員外議員の発言を許しますので、発言のある方は挙手をお願いします。

それでは、担当課長の説明を求めます。

高浪副参事。

○高浪副参事 企画財政課、高浪です。よろしくお願いします。

それでは、議案第54号、第六次鳥羽市総合計画基本構想及び前期基本計画の策定についてご説明をさせていただきます。

議案書は12ページでございます。

提案理由としましては、第六次鳥羽市総合計画における令和3年度から令和12年度までを計画期間とする基本構想及び令和3年度から令和7年度までを計画期間とする前期基本計画を策定したく、本提案とするものです。

この計画につきましては、令和2年3月27日の全員協議会におきまして、議員の皆様の基本構想及び計画を策定するに当たって市民の皆様からのご意見、市民意識調査、事業所ヒアリングによる事業所様からのご意見、ワークショップ形式による市民会議、成人式とイベントにおける市民インタビューの結果についてご説明をさせていただきました。また、令和2年10月28日の全員協議会におきまして、第六次鳥羽市総合計画基本構想(案)及び前期基本計画(案)についてご説明をさせていただきました。

令和2年10月16日から11月13日までパブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントでは69のご意見をいただきました。いただきましたご意見とご意見に対する考え方を令和2年11月27日に鳥羽市ホームページで公開しております。同じものを今回議員の皆様には資料として配付をさせていただきました。

基本構想・前期基本計画として政策の柱1から政策の柱4、行政改革大綱、国土強靱化地域計画という構成でございますが、全体に満遍なく具体的なお意見やご質問をいただきました。

これらのご意見を踏まえ、第六次鳥羽市総合計画基本構想及び前期基本計画について「誰もがキラめく鳥羽

海の恵みがつなぐ鳥羽」を鳥羽市の将来像として、市民一人ひとりが幸せを実感し、輝き続けられるまちを目指した計画として上程いたしました。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○世古安秀委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第54号について、ご質疑はございませんか。

(「委員長、すみません」と言う者あり)

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 進め方なんですけれども、全体を一括してなさるのでしょうか。それとも基本構想なら基本構想、それから四つの柱がありますけれども、一つの柱に沿ってやるのでしょうか。

○世古安秀委員長 そうしたら、基本構想と前期基本計画というふうに分けて質疑をしていただきたいと思えますけれども、まず最初に。

(「構想から」と言う者あり)

○世古安秀委員長 はい。基本構想のほうからご質疑がございましたらお願いします。

(何事か発言する者あり)

○世古安秀委員長 浜口一利委員。

○浜口一利委員 基本構想についてなんですけれども、バックキャスト手法を用いてという説明があったわけなんですけれども、説明あったように、鳥羽市が目指す将来のまちの姿をつくっていくということで、未来を描くことについては、この手法を用いたということは私はそれでいいと思うんですけれども、理想を追求することなんで、現実との乖離というのが余りにも大きい事案というのがあると思うんですけれども、そのあたりの理想を掲げる時点での議論というのはあったわけなんですか。

○世古安秀委員長 高浪副参事。

○高浪副参事 理想を掲げる議論ということでございますが、まず令和元年度は市民の皆様からのお声を聞くということで、そちらを中心にやってまいりました。その中で、こういう鳥羽であつたらいいなというお言葉、お声を聞いております。

それと、今年細かく策定をしてみたわけなんですけれども、その中で、こちら基本計画のほうになりますが、27の施策の目標がございます。その目標ごとに目指す姿というのを描いておりますので、その目指す姿と、それから現状と課題というところも触れておりますので、もしかしたら、そのあたりが現状と課題と、それから目指す姿のギャップも含めて示しているのかなというふうには思っております。

○世古安秀委員長 浜口一利委員。

○浜口一利委員 私が言うのは、その理想を掲げるときに、各事案によって鳥羽市ではこんな形というのが理想だなという、それを設定するのに現実との乖離があり過ぎると、その中でいろいろ難しくなるかなと思ったわけなんですけれども、そのあたりの議論をどうですかということ聞いたんですけれども、バックキャスト手法を用いてということについての議論ということになると思うんですけれども、言うてる意味が分からんか。何か説明が私がよくせん。

○世古安秀委員長 企画財政課長。

○濱口企画財政課長 あくまでも構想の部分で掲げて、いろんなイメージをつくりながら、いろんな話し合いされた中でつくり上げていますので、その中で、このバックキャストという手法もやったということなんですけれども、確かに10年先はこうなっていきたいと描くものが話し合いの中で決められるかとなってくると難しいところがありまして、その辺はある程度皆さんの意見を酌んだ上で描いたのが今回というふうに私どもは考えていますので、その辺、ちょっとご理解していただくほうがいいのかなというふうに思っております。

○世古安秀委員長 浜口一利委員。

○浜口一利委員 私も当然そのような議論があったと思うんですけれども、例えばそれを理想を描いて、この基本計画で前期と後期に分けて実現に向かってということとさ、なかなかその差が埋まりにくいようなことになってくるとということも考えられるし、もう理想に近い状況の事案についてもあると思うんで、そのあたりってなかなか難しいなど、ただそう思っただけなんですけれども、このバックキャスト手法を用いてということについては何も異論はございませんけれども、そのあたりの議論がどうであったかというのを今ちょっと聞かせていただきましたので、それについては、よろしいです。

○世古安秀委員長 ほかに。

戸上委員。

○戸上 健委員 基本構想で2点お伺いします。

全体を僕は楽しみに今回拝読しました。「はじめに」のところで10年後の鳥羽市というのをバラ色に描かれて、僕はもう85歳ですもんで、この世にはおらんとは思うんですけども、そういう10年後の鳥羽がこんなにすばらしくなってほしいというふうに思いました。

そこで、2点お伺いします。

本会議の山本議員の質疑でも、市長が子供たちが暮らせる、暮らしたい鳥羽にするという、これが一つの柱だったとおっしゃいました。

そこでお聞きしますけれども、こういう鳥羽に僕らは住みたいという子供たちのアンケート、これをお取られにならなかったんじゃないかというふうに思うんです。二十歳のインタビュー、成人式のインタビュー、これはもう成年ですもんで、子供たちではありません。子供たちが暮らしたい、暮らせる鳥羽ということに柱に掲げる以上、子供たちの意見がどういうふうに総合計画基本構想に反映されたのかというのは、一つのみじゃないかというふうに思うんですけれども、それはどうでしょうか。

以前の四次総か五次総では、中学生のアンケートをお取りになったと思います。今回はお取りにならなかったというふうに思うんですけれども、なぜだったかということをお教えください。そして、そういう子供たちの意見というのは、どういう形で反映されているのかということも教えてください。

○世古安秀委員長 高浪副参事。

○高浪副参事 戸上委員からは10月に全員協議会でご報告させていただいたときも同じ質問をいただきました。

(「そうでしたか」と言う者あり)

○高浪副参事 はい。中学生とか高校生とかのアンケートは取っておりません。取っておりませんが、ここに、基本構想の「はじめに」ですね、子供たちがこういうような大人になりたいとか、こういうふう生きていきたいと思いを生み出したいというところは、「はじめに」というところでうたっております。そういう

姿を見て、子供たちがこの鳥羽で暮らせる、そして暮らしたい鳥羽、そういうことを目指していきたいというふうにうたいました。今回アンケート等を取っておりませんが、そういう鳥羽にしたいという思いは込めております。ご理解いただければと思います。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 申し訳ありません。ちょっと僕も記憶力が後退しとって、なぞってしまって、すみません。できれば、もう子ども議会は開かん、我々議会でも僕は改特の責任者ですもんで、僕自身の責任でもあるんだけど、中学校の生徒会の意見を聞くとか、そういうものを一つしてほしかったなとは思っています。

次に、2点目ですけれども、3ページで鳥羽市の将来像ということが掲げられております。「誰もがキラめく鳥羽」で、具体的に3点挙がって、一つが「市民一人一人が幸福を実感し、キラめき続けられるまち」ということで、市長は、かねがね幸福実感度というのを向上させるというふうに言うておりました。僕は、幸福実感というのは人それぞれ違うわけで、幸福感というのは。僕の幸福度も議員の14人の幸福度もみんな違うというふうに思うんです。それは内心の自由に関わることなんで、それをこういう基本構想の中で文言にするというのは、どうも僕は違和感があるんですけれども、それは議論にはならなかったでしょうか。

○世古安秀委員長 高浪副参事。

○高浪副参事 内心の自由というところで、非常に難しいご質問ではございますけれども、今回、誰もがキラめく鳥羽ということ、誰もがキラめくは、誰かに光を当ててもらって輝くというよりは、自らキラめく、自ら輝くということではございますので、戸上委員言われるように幸福実感、人それぞれ違いますが、自分が思うように輝いていただきたい、そういう思い、込めております。ただ、そういう内心の自由に係ることなのでという議論はしていません。

○戸上 健委員 了解です。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

はい、濱口正久議員。

○濱口正久議員 お許しいただきましたので、総合計画の基本構想の中に、今、昨今いろいろ騒がれていますSDGsの構想、国際目標として2030年、あと10年先ですね、目指す姿というのが出されております。17目標があるんですけれども、その文言が全然出てこないの、これはもう総合計画として、もう鳥羽市としては反映させへんのか、それとも、それを意識しながら、どこか実施計画の中で取り上げていくのか、ちょっとそれを教えていただけますでしょうか。

○世古安秀委員長 高浪副参事。

○高浪副参事 SDGsに関しましては非常に意識をしておっています。SDGsの理念、例えば気候変動とか経済的なこと、貧困であるとか人種、ジェンダーという、そういう地球規模の課題に取り組むためにSDGsは誰一人取り残さない。それから、持続可能な社会をつくるために2030年までに何をすべきかというバックキャストの方式で17のカテゴリーと169の具体的な目標、要は行動計画ですよ、それで構成されています。国際的な行動計画だと思っております。

比較しまして、第六次の鳥羽市総合計画、これも鳥羽市の課題、人口減少であるとか高齢化、それから、それに伴う経済縮小、そういう鳥羽市の課題、それに取り組むために「誰もがキラめく鳥羽 海の恵みがつなぐ

鳥羽」を目指して2030年までの10カ年計画でございます。27の施策目標とそれを実現するための具体的な97の施策展開がございます。構成、しかもバックキャスト方式です、構成も含めて課題にこういふふうに取り組んでいくという姿勢も含めて、SDGsはかなり意識をしておつております。

ただ、SDGsの言葉を、単語ですね、一切入れていないということも言われたかと思っておりますけれども、あえてその単語は、これから先顕在化するといえますか、陳腐化するという言い方失礼なんですけれども、そういうふうになっていかないかなという懸念もございまして、そのSDGsの理念を文章に託しているつもりでございますので、そのあたりは読み取っていただきたいというふうに思います。

以上です。

○世古安秀委員長 濱口正久議員。

○濱口正久議員 すみません。これ国際目標ですので、30年までになくなるということはないかと思うんです。

といいますのも、三重県のほうでも全てにおいて、これを意識するよというところで昨年度から全庁に通達があったかと思ひます、予算にも全て反映させると、考え方に。志摩市も同様のよにどんどん取り入れられていると思ひますので、その辺のところは書いてないけれども、もちろん意識をしておくという認識やっただと思ひます。ありがとうございます。

○世古安秀委員長 ほかにございせんか。

(発言する者なし)

○世古安秀委員長 それでは続いて、鳥羽市の前期基本計画のほうでの質疑に入りたいと思ひます。

質疑のある方はお願いします。もう自由に質疑……。

はい、濱口正久議員。

○濱口正久議員 すみません。今回まず初めに、基本計画に行政改革大綱と行革と国土強靱化を入れられましたけれども、改めてちょっともう一回そこだけ問い直してよろしいですか、何で入れたかというところ。

○世古安秀委員長 高浪副参事。

○高浪副参事 なぜ入れたかということに関して、基本計画、これは施策展開ですよ。どういうことをやっていくかということを計画として掲げています。

それと、今回特徴的なのは、先ほど言われた二つのほかに財政推計も前段のほうに入れております。財政的なことも考えながら、それから行政改革も行いながら施策は展開していくという必要性を非常に強く感じておりますので、それを入れております。

それと、国土強靱化計画に関しては計画を別でつくるという手もあったんですけども、策定する時期が同じであるということと、これもやはり通常の施策展開の中で事前防災・減災というのは考えていかなきゃいけませんので、それも併せてここに含めた、そういう気持ちでございます。

○世古安秀委員長 濱口正久議員。

○濱口正久議員 それでは、その中の行革の中に入っています102ページのところ、前期基本計画の目標達成型の行政経営を進める現状と課題のところ、一番最初のところに、この中に3行目、一番最初の黒のところからいくと、「施策の中で課を超えて協議する仕組みが確立しておらず、評価を次期取り組みに反映する体制づくりが求められている」というところで、これから下にいくと、施策の展開という右ページですね。施策の展

開のところ、1番のところ、実効性のある計画づくりと持続可能な経営システムの確立のところ、持続可能なまちづくりを総合的に推進するため、総合計画を最上位の計画として、各種個別計画との整合を調整し、本計画の進行管理及び評価と予算編成の一連を連動させ、実行性の高い計画策定による持続可能な経営システムを確立するとありますけれども、では、このように今課題であった反映、なかなか各課超えて協議する仕組みが確立されていないところから、今回の計画の中にある予算編成と一連と連動させ、やっていくということは、これに書いてあるということは、これで間違いないということでしょうか。

○世古安秀委員長 高浪副参事。

○高浪副参事 今後の施策展開でございますので間違いございません。正久議員が一般質問していただいて、ご提案いただきましたその内容そのままでございます。

○世古安秀委員長 濱口正久議員。

○濱口正久議員 ありがとうございます。

これ、市民のための計画ですので、しっかりとここの辺のところ連動させていていただきたいなと思います。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 ちょっと7項目たくさんありますもんで、途中で切っていただいて結構です。

まず、24ページの誰ひとり取り残さないサポート体制の推進で、ここでも子育てに関わる経済的負担軽減のため必要な支援を継続して行うということがうたわれております。

子供の貧困計画を市も発表されました。そして鳥羽から貧困にあえぐ子供たちをなくすということです。10年後の姿を市長も誰でも子供たちが暮らしたい鳥羽にするということですから、貧困があれば、なおそんなところでは暮らしたくないわけで、一人の貧困者もいないというふうにしてほしいというふうに思うんです。

ここで、必要な支援を継続して行うという文言になっております。僕は、必要な支援を継続ではなしに、発展前進させると言うべきではないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○世古安秀委員長 これ、担当課の細部に当たりますけれども、そちらのほうで。

○戸上 健委員 分かりました。

○世古安秀委員長 答弁できますか。

○戸上 健委員 いえいえ、結構です。

次に、28ページの課題指標でお伺いします。

18歳以下人口が現状値と目指す方向は横矢印ということになっております。ということは、この現状値を維持するというふうに考えていいのでしょうか。

○世古安秀委員長 高浪副参事。

○高浪副参事 そのとおりでございます。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 すみません。ということは、鳥羽市の人口は2040年目指してどんどん減っていくと。

18歳以下の人口も減っていくというふうな下で六次総がつくられておると僕は理解しとったんですけれども、

しかし、18歳以下人口というのは、この計画で、また実施計画で維持していくんだという理解でよろしいでしょうか。

○世古安秀委員長 高浪副参事。

○高浪副参事 維持をしていきたいということで課題指標として書いておりますけれども、出生数も含めて18歳以下の転出抑制、それから転入をしていただきたいというような移住定住施策、それら含めて目指す方向性、横ばいということなので維持というところで書かせていただきました。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 山本議員のあの一般質問で新たな出生数75人でしたか、もう衝撃的な数字が出ました。僕も愕然としましたけれども、10年後はそれを乗り越えて18歳以下は維持していただくように頑張ってくださいと、僕らも議会も頑張らなきゃいけません。

次に、5点目ですけれども、29ページに学校の適正規模・適正配置に向けた総合計画の見直しということがうたわれております。

今議会にも条例が出ましたけれども、これは、これまでは20人以下になれば、必然的に統廃合するというのが基本方針だったというふうに思うんです。それは総合計画では見直すという意味でよろしいでしょうか。

○世古安秀委員長 戸上委員、この件につきましても、今教育委員会のほうが総合計画とか検討中ですので。

○戸上 健委員 はい、分かりました。

○世古安秀委員長 細部につきましてはお控えください。

○戸上 健委員 そうすると、ちょっと具体的なものになってきますもんで、ちょっと省きます。具体的なもので、各課に聞かんならんというところです。

そして、全体に関わることでは、47ページの域内流通の促進についてお尋ねします。

僕も一般質問しましたもんで、地域経済の循環型というのは非常に関心の高いところです。域内の調達率、今の濱口企画財政課長が観光課長だったときに、ご答弁で26%という数字を上げられました。

前段の現状と課題の中でも、従来から観光業を支える人材や食材について域外からの調達率が高い状況にありました。それはもう改善していくということです。これは26%をこのあたりまで改善すると、50%なら50%、そういうところの議論はならなかったんでしょうか。

○世古安秀委員長 永野副室長。

○永野副室長 すみません。先ほどの経済循環のところですが、その辺細かい数字がありませんので、ちょっと概算の数字になってしまうんですけれども、売上原価を基にした形の人とか物の調達率につきまして、市内外から調達される率が70%を超えているという数字が観光課の調査の中で数字が上がってきています。こういった中で、命と経済の両立をしていくために、ここを上げていかないといけないというところもあるんですけれども、実際問題としまして、これも全てのものが、正直、ここの数字が逆になるぐらいまで上がっていかばいいのかなとは思いますが、なかなか50%なのか60%なのかというような議論のほうは、この計画策定の中で数字としては行うことはできておりません。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 分かりました。

市長も本会議の答弁で漏れバケツ理論から大きな穴から塞いでいくということをもう1年ぐらい前に強調されました。ですもんで、そのあたりを総合計画の中でも、僕はうたっていたきたかったというように思います。

以上です。あとは、結局、細部のことでしたもんで省いときます。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

(「1点だけ」と言う者あり)

○世古安秀委員長 浜口一利委員。

○浜口一利委員 39ページの中央公園一帯の計画があるわけなんですけれども、中央公園一帯を市民や来訪者の交流拠点とするためということなんで、今後この活用というのはハードも整備して、あの一帯に交流の場につくっていこうということなんですけれども、それを推しはかるのに、指標として運動施設利用者数ということが数字に書いてあるけれども、市民の利用者数というのは5万2,000ということで、結構増えとるんやけれども、市外からの利用というのが1,700から3,000になつとるだけやもんで、このあたりって少ないかなと数字的に思っただけなんですけれども、本来であれば、やはり市民も当然来ていただいて、来訪者も来ていただくというような施策の中で、この数字を上げていく必要があるわけなんですけれども、令和7年度で3,000という、5年間かけて1,300しか増やさないと計画でええんかなと思っただけなんですけれども、そのあたりはどうなんでしょうか。

○世古安秀委員長 これについてはどうですか、担当課のほうは、細部については。

○浜口一利委員 余り数字をどうのこうのは言いたくはないんやけど。

○世古安秀委員長 ちょっとなかなか細部にわたりますので、担当課のほうがつかんでいるかと思っすけれども、また担当課のほうへお聞きおきください。

○浜口一利委員 分かりました。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

南川議員。

○南川則之議員 1点だけお聞きいたします。

前期基本計画、3年から7年の5カ年ということで計画してもらっていますけれども、現状というんですか、この新型コロナウイルス感染症の、それが収束するだろうというのが、だんだんと第3次ということで、かなり社会にも市民の暮らしにも影響してきとるところで、他市の新たな総合計画を作成するときに、今作成しとるところの様子を見ると、新型コロナウイルス感染症がもたらした影響とか、そういうところを整理して、それが今現状、それぞれの市にどのように影響しとるとか、暮らしに影響しとるとか、経済とか、そういうところに影響がしとって、それを鳥羽市なら、この前期の中で施策とか取組をこういうふうにしていくとか、また今掲げとるところが、これの影響によってどう変わるかというようなところも検証しとるところがあると思うんですけれども、その辺の考えというんですか、当然令和3年、4年と、まだまだ新型コロナウイルスの影響によって、こうした立てた計画が大きく変わると、変化するという可能性もありますもんで、その辺の考え方というんですか、持っているかどうかお聞きします。

○世古安秀委員長 高浪副参事。

○高浪副参事 この計画策定の途中で新型コロナウイルス感染拡大がありましたので、職員のワーキング、今年度集中的にやりましたけれども、その中では、コロナ感染症を非常に意識して考えてもらったところがございます。

先ほど戸上委員が47ページのお話をされましたが、その前段46ページを見ていただきますと、現状と課題のところ、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大によりということの影響を書かせていただきました。その影響を踏まえて、域内流通の大切さとかということもここでうたっております。いろんなところ、全てのところにちりばめているわけではございませんが、先ほど言われたようなことは非常に大事なことでございますので、そこも踏まえておりますということで回答したいと思います。

○世古安秀委員長 南川議員。

○南川則之議員 ありがとうございます。

以上です。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

山本議員。

○山本哲也議員 この基本計画というのは、やっぱり市民との共有とか、市民の理解というのが僕は非常に鍵になってくるのかなというふうに思っています。

そのことから、これがこの計画にどれだけ反映されとるか、またこの情報がどれだけ共有されとるかというのは非常に大事やということで、市長の考えを聞くために質疑させていただいたんですけども、その中で、今回、直接この計画策定に参画することがなくて、ほとんどがもう間接的なアンケートのヒアリングですとか、策定するためのヒアリングとかアンケートにとどまると思うんですけども、今回そういう手法を取られた理由というのはなぜかということ、五次総が直接参加、市民提言会議とかという部分を繰り返しながらつくってきた部分やと思うんですけども、その辺の評価をどのように検証して、今回の策定の行程に結びつけたのかという部分も含めて教えてください。

○世古安秀委員長 高浪副参事。

○高浪副参事 今回特に意識したところが、ふだん組織とか団体に属していない市民の方のお声を聞きたいなというところございました。

総合計画審議会というのがございますけれども、そこには組織の団体の方から来ていただいて、市民公募の方も入っているんですけども、ですので、ちょっと今までとは違った工夫をさせていただいて、同じ顔ぶれにならないようにということも含めて、今回のやり方をさせていただいたところがございます。

ただ、山本議員から一般質問ありましたが、直接的・間接的という言葉が使われました。市民との対話力というのを非常にこれからは職員も含めて磨いていかなきゃいけないということを感じましたので、これから、計画策定終わりますけれども、この計画を実行していくに当たって、市民の方との対話というのを重要視していきたいというふうに感じました。

以上です。

○世古安秀委員長 山本議員。

○山本哲也議員 ありがとうございます。

計画策定において、いろいろとアンケートをいただいたりとかという回答もいただいていますけれども、結局、間接的な参加であって、そういう参加の仕方ですと、この計画に携わったという意識は多分ないと思うんですね。前回の提言会議とかですと、本当に策定に係る会議だったんで、自分が携わったとかという、携わった方はそういう意識を持てると思うんで、そういう機会が今回つくられなかったというのは、ワークショップやりましたと言いましたけれども、あれも結局は、つくる前の聞くためのワークショップやったかなというふうに思うんで、あれも僕は間接参加やと思うんです。

なので、なかなかこの作成に直接的に参加した市民の方というのは少ないんじゃないかなというふうに考えています。特に若い世代、30代、20代、アンケートの結果も少なかったところはありますんで、その年代の声とかというのが、きっちりこれに反映されとるかどうかというところは一つ疑問です。

それと、質疑にもさせてもらいましたけれども、広報、情報提供とか共有を図る部分においても、今回間接的な表現が多く、直接的な表現でいくと、総合計画というのがこの1年間広報では全く見られていませんけれども、課として、そういう広報していくための手段とかという部分は、何か検討されたんでしょうか。

○世古安秀委員長 高浪副参事。

○高浪副参事 広報というのは非常に重要視しているところでもございますけれども、総合計画という意味では、この策定に関しては、そういう総合計画のことに関しては広報、直接的にはしておりません。

ただ、市長答弁でしたか、地域共生社会というような言葉を意識した広報の特集というのは、何回かさせていただいたところがございますので、これから鳥羽市が目指していく姿というのをなるべく市民の方に分かりやすくイメージしていただきたいようには工夫してきたつもりではございますが、山本議員言われたように、直接的に訴えないと分からないところもございますので、そのあたりは、改善はしたいと思います。

○世古安秀委員長 山本議員。

○山本哲也議員 これもその表現やと思うんですけれども、共生社会のことで特集組んでされとつても、読み手としては、それは総合計画のことやとは思いませんわね。

なので、市民からすると、この総合計画というのが、ぼんと出てきた感じになると思うんですよね。ましてや今回指摘もさせてもらいましたけれども、パブリックコメントも広報とばで募集するという言葉も出てませんでしたし、パブリックコメントが行われていることを全く知らない方も多分多かったと思います。ハローとか、いろんなところでは出してもらいましたけれども、期間も短く、十分だったかという僕はそうじゃないと思いますんで、その辺も含めてスケジュール、今回策定に当たってのスケジュールというのは、予定どおりやったのか、それとも何らかのイレギュラーがあったのかという、その辺はどうなんですか。

○世古安秀委員長 高浪副参事。

○高浪副参事 スケジュールに関しては、今回コロナ感染症の影響もありまして、実は9月議会に上程をしたいというところで進めてきましたが、遅れまして12月議会になったところがございます。遅れたところもあって、しかもコロナのこともありましたので、南川議員が言われましたように、そこをどう加味していくかというところで1カ月間、職員ワーキングというのを追加したところがございます。

スケジュールは大幅に遅れてしまいましたけれども、ただ、それが広報のスケジュールと間に合わなかったのは確かなんですけれども、より多くの方にお知らせすべきだったというところは思っております。

○世古安秀委員長 山本議員。

○山本哲也議員 その辺も含めて、今回のところがなかなか市民に共有されていないんじゃないかなというところを私が思っていて、直接的参加・直接的な広報とかというのが全くなかったのかなというふうに思いますんで、今回の策定のスケジュールですとか、策定方法とかというのは十分に、これ、検証していただいて、しっかりと次、七次総があるかどうか分かりませんが、その辺はしっかりと検証していただきたいなというふうに思います。

以上です。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

(「委員長、ごめん」と言う者あり)

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 関連で、付け足しみたいになりますけれども、今の山本議員の発言で僕も触発されましたもので、一言言います。

今は前期基本計画ですけれども、後期基本計画をつくられるときに、ぜひ参考にさせていただきたいというふうに思うんです。僕も四次総の後期基本計画の策定委員の中に入れていただきました。当時は、さっきも出てきましたけれども、ワーキンググループ方式で公募市民も入る、それから議員も入る、そして課長級の職員も入って、各テーブルに、あれ、五つか六つあったと思うんですけれども、大学教授も入っておりました。僕らのテーブルは豊島先生で、今鈴鹿大学に行ってみえますけれども、地方自治の第一人者の方でした。そやもんで、7、8人でしたけれども、議論そのものがですね、何回も議論しましたけれども、何日間もやりましたけれども、議論そのものがやっぱり参加者にとって非常に勉強になって、僕自身もものすごく勉強になりました。それで、市の総合計画づくりにタッチする、それから今の市の状況について分析をする。参加者で、僕も当時、今生涯学習課長の岩井君も僕らのグループにおりまして、係長時代でしたけれども、非常に優秀な職員も中にはおって、僕らも本当に鍛えられた思いがします。

ですもんで、新しい生活様式の中で新しい方式を取られたとは思うんだけれども、過去のやり方についても僕はそれがもう卒業していいというふうには思いません。あれも優れたやり方ではなかったかなとかというふうに思いますもんで、また5年後になりますけれども、一遍検討していただければというふうに思います。ちょっと年寄りじみた愚痴的なことですが、一言言いました。

○世古安秀委員長 提案でよろしいですね。今後の提案ということでね。

○戸上 健委員 はい。

○世古安秀委員長 企画財政課長。

○濱口企画財政課長 いろいろ意見聞かせてもらって、今回つくってきた過程のことだと思います。我々としても一番いい方法というのは、どれがというのは、はっきり言って分かりません。前回は市民会議という形でやっていたけれども、その中で、いろんな意味でその方法を取り入れる方法も当然ございますけれども、やはり一番効率的にやれる方法というのを今回選択したと思っておりますので、その辺では時間的な部分とか、人の選出とか、大変労力も要る話になってきて、当然また時間もかかりますので、ただ、しっかり計画をつくらないかんとというのは、もう当然のことですので、その辺では、しっかりこれからも市民の意見を聞く場

を考えていかないかんとというのは思っておりますので、今後後期のときには、いろんな方法を苦心してやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○世古安秀委員長 ないようですので、それでは、審査を終わります。

続いて採決に移る前に、総務民生常任委員の皆さんで討議したい案件はございますか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 討議もないようですので、採決に入る前に説明員入室のため、暫時休憩いたします。

委員外議員の皆さんは退室いただきますようお願いいたします。ご苦労さんでございました。

(午前11時35分 休憩)

(午前11時39分 再開)

○世古安秀委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより議案を採決します。

お諮りします。

議案第51号、鳥羽市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第51号については、原案どおり可決することに決定しました。

議案第52号、鳥羽市消防団条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第52号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第53号、鳥羽市火災予防条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第53号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第54号、第六次鳥羽市総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第54号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第55号、指定管理者の指定について（鳥羽市立長岡診療所）、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

（起立全員）

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第55号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第58号、伊勢市児童発達支援センターの鳥羽市民の利用に関する協議について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

（起立全員）

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第58号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第59号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

（起立全員）

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第59号については、原案どおり可決することに決定しました。

当委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

以上で本日の委員会を終わりたいと思いますが、当委員会における委員長報告につきましてはご一任をお願いします。

これをもちまして総務民生常任委員会を散会いたします。

ご苦労さんでした。

（午前11時43分 散会）

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和2年12月11日

総務民生常任委員長 世 古 安 秀

総務民生常任副委員長 坂 倉 広 子